

関係県知事からの意見聴取結果

《河川法第16条の2第5項》

関係県知事からの意見聴取結果

県名	回答	回答に対する考え方
長野県	<p>天竜川水系河川整備計画(案)について、当県としては異存ありません。 なお、当該河川整備計画に基づく事業の実施にあたっては下記のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係市町村などの意見を十分尊重しながら、指定区間を含め、天竜川水系の治水安全度を早期に向上していただきたい。 2 水系の一貫管理の理念に基づき、天竜川水系の指定区間の直轄編入を検討していただきたい。 3 事業実施にあたっては、地元には十分配慮し、関係機関とも十分な調整を行ったうえで、円滑な執行に努めていただきたい。 	<p>1及び3について、天竜川水系河川整備計画に基づく事業の実施にあたっては、関係市町村の要望を踏まえて対応して参ります。 2について、天竜川の河川管理のあり方としてどのような方法が相応しいのか、長野県や地域の意見を聴きながら検討して参りたい。</p>
静岡県	意見なし	-
愛知県	<p>天竜川水系河川整備計画(案)について、意見ありません。 なお、当該河川整備計画に基づく事業の推進にあたっては、下記のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 天竜川ダム再編事業の実施にあたり、豊川用水に及ぶ影響について、事業計画や操作規則の作成時等、適宜本県や豊川用水関係機関へ説明を行うよう要望します。 2 遠州灘の砂浜は、希少な海浜植物を始め、砂浜に依存する生物の豊かな生態系維持に資するものであり、更にアカウミガメの産卵地にもなっています。 このことを踏まえ、天竜川水系河川整備計画については、海浜関係の専門家の意見を十分聴取した上で作成、実施してください。 	<p>1について、具体化を図っていく中で必要に応じて説明して参ります。 2について、天竜川水系河川整備計画に基づく事業の実施にあたっては、必要に応じて学識者の意見を聴いて参ります。</p>